

(目的)

第1条 この細則は、北海道医療大学認定薬剤師研修制度規程第5条ならびに北海道医療大学認定薬剤師研修制度運営委員会細則第5条の規定に基づき、研修実行委員会（以下「委員会」という）に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、以下の委員をもって組織する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 内部委員 3名（薬学部教授会から選出された専任教員）
- (3) 外部委員 2名（病院薬剤師1名、薬局薬剤師1名）

2 委員長は、薬剤師支援センター員が兼務する。

3 内部委員は、薬学部専任教員より認定薬剤師研修制度運営委員会の議を経て、薬学部長が委嘱し、そのうち1名は認定薬剤師研修制度運営委員とする。

4 外部委員は、北海道薬剤師会及び北海道病院薬剤師会から推薦を受けた本学薬学部卒業薬剤師から認定薬剤師研修制度運営委員会の議を経て、薬学部長が委嘱する。

(任期)

第3条 前項の委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第4条 委員会は、認定薬剤師研修制度に関する次の事項の実施に当たる。

- (1) 薬剤師研修講座の企画・開催及び研修単位の付与
- (2) 研修単位修得の助言
- (3) 薬剤師研修講座受講者の意見及び感想の収集、薬剤師研修講座の事後評価
- (4) その他の関連事項

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、薬剤師支援センター管理運営委員会の議を経て、薬剤師支援センター長が決定する。

附 則

この細則は、平成22年11月1日より施行する。

附 則

この細則は、令和4年8月5日より施行する。